

学校開放事業（文化事業）について（使用団体向け）

1. 登録から使用開始までのながれ

- (1) 「学校開放事業使用登録申請書」に記入の上、「団体名簿（氏名、住所、市外在住で市内在勤の方は在勤と記載）」と「団体規約」を添えて生涯学習文化課に提出してください。
- (2) ご提出いただいた申請書に記載の希望を基に当方で調整を行ったのち、学校開放事業使用登録証、使用調整結果等を送付します。
- (3) 年度途中の使用開始にあたっては、生涯学習文化課に事前に確認してください。
定期的に使用する場合（毎週決まった曜日・時間）は、調整がついた場合に限り、有効期間中の使用申請を提出することができます。
- (4) 登録内容に変更がある時は、すみやかに教育委員会に変更申請してください。団体名簿に登録のない方は使用できません。
 - ア 登録内容に変更がある時は、学校開放事業使用登録変更申請書を提出してください。
 - イ 代表者に変更がある時は、学校開放事業使用変更登録証の交付を受けてください。

2. 使用調整にあたって

- (1) 譲り合いをお願いします
使用希望が集中する学校が出てくることも想定されますので、「同じジャンルの他団体と一緒に活動してもいい」「毎週でなくても2週間に1回、1月に1回程度の使用でもいい」「冬は使用しない」等という団体がございましたら、学校開放事業使用登録申請書の備考欄や余白にご記入をお願いします。使用者同士、譲り合って気持ちよく使用しましょう。
- (2) 使用回数は週1回、教室は1教室
学校の安全管理上、週1回・1教室の使用を原則とします。
ただし、各学校で使用できる開放日や開放時間帯が空いている場合には、1週間に複数回使用できる場合があります。
また、年度途中に新規に使用を希望する団体が出てきた場合には、1週間に複数回使用されている団体に、使用日を譲っていただくことがあります。
- (3) 既得権はありません
登録有効期間は、4月から翌年3月までの1年間です。「以前から長く使っているから優先的に使えるのが当然」といった既得権のようなルールはありません。